

■ 情報共有（警察庁通達と墨田区保健所立ち入り検査通知）

当協会の会員より、警察庁の法令改正に伴う立ち入り調査に関する通達と墨田区保健所の立ち入り検査に関する通知の情報をいただきました。警視庁通達は、現在、各地で警察署により立ち入り調査が行われているという報告をいただいておりますが、これらの調査のもとになっている通達であると思われます。また、保健所の立ち入り検査の通知は、墨田区保健所生活衛生課長名で出されており、特に宿泊者名簿の記載についての検査が書かれています。今回の資料は、届出前・後の警察庁を含めた行政側の動きの参考になると思いますので会員に情報共有させていただきます。

添付資料

- ① 各都道府県の警察署向け警察庁通達（警察庁生活安全局長）
- ② ホテル営業施設の立入検査の実施について（墨田保健所生活衛生課長）

この会報は、当協会の関東本部正会員に発信しております。ご不要の方は、aoki@teidan.co.jp か、FAX
03-3518-2867 までご連絡ください。（事務委託先 青木由香さん）

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 保 発 第 1 3 号
平 成 2 2 年 7 月 9 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（通達）

このたび、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第168号。別添1。以下「改正令」という。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成22年国家公安委員会規則第4号。別添2。以下「改正規則」という。）が平成22年7月9日に公布され、平成23年1月1日（以下「施行日」という。）から施行されることとなった。

改正令等の趣旨、概要等は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

(以下 抜粋)

第3 改正令の施行に当たっての留意事項

1 施行前における営業実態等の把握等

改正令の施行前においては、新たに規制対象となる営業について、関係機関の立入検査を通じるなどの方法により、管内における営業所の位置、営業実態等の把握を的確に行うとともに、当該営業所に係る届出について所用の指導を行い、当該届出がない営業所については、無届営業で取り締まるなど厳正に対処すること。

また、上記営業実態の把握の際に、現行法上のラブホテル等営業を無届で行っている事実や、旅館業法等他法令に違反する事実を把握した場合には、警告・指導、取締り、関係機関への通報等により違法状態を解消させること。

2 施行後にとるべき措置

改正令の施行後においては、警察職員による積極的な立入りや、保健所等の関係機関と協力しての合同立入等を積極的に行うこと。また、当該営業に係る違反行為が判明した場合には、警告・指導を行うなどして、速やかに違法営業の状態を解消させ、警告・指導に従わず違法営業を継続するなどの悪質な事案においては、行政処分や違反行為の取締りを厳正に行うこと。

旅館業営業者 様

墨田区保健所生活衛生課長

ホテル営業施設の立入調査の実施について

日ごろから、保健衛生行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。
旅館業法第4条では、旅館業の営業者は、施設について宿泊者の衛生に必要な措置を講じることとされています。また、同法第6条では、感染症対策の観点から、宿泊者名簿の記載と保存について義務付けられています。

つきましては、ホテル営業施設の衛生的管理等について、同法第7条に基づく立入調査を下記のとおり実施しますので、よろしくをお願いします。

なお、立入調査の際に、施設や帳簿書類もあわせて確認させていただきますので、事前に別紙「旅館業点検表」により自己点検を実施するとともに、立入時に下記必要書類等を確認できるよう、準備及び従業員への周知をお願いします。

記

【立入期間】 11月24日(水)から12月10日(金)まで
※いずれかの日、昼間の時間帯に立入ります。

【主な調査内容】

- 1 客室、浴室の衛生管理状況 ※空室に立入り調査します。
- 2 寝具、リネン類の衛生管理状況
- 3 フロント、客室に必要な案内、表示の状況
- 4 宿泊者名簿、従業員名簿の記載状況
- 5 給排水設備の維持管理状況
※空室の給水栓と受水槽(設けている場合)を調査します。

【必要書類等】

- 1 宿泊者名簿、従業員名簿
- 2 受水槽を設けている場合は、受水槽(室)のかぎ

[問い合わせ先]

墨田区保健所生活衛生課生活環境係
電話番号 03-5608-6939

【 宿泊者名簿に記載すべき事項 】

宿泊者名簿に記載すべき事項は次のとおりです。

- 1 氏名
- 2 住所
- 3 職業
- 4 日本国内に住所を有しない外国人であるときは、旅券番号
(正確を期するため、旅券の呈示を求め、その写しを
宿泊者名簿と保存するようお願いします。)
- 5 性別
- 6 年齢
- 7 前泊地
- 8 行先地
- 9 到着日時
- 10 出発日時
- 11 室名
- 12 国籍 (外国人の場合)

旅館業法、旅館業法施行規則、旅館業法施行細則の規定による。

感染症対策、国際テロ対策の目的から、宿泊者名簿への記載、保存の徹底を
お願いします。

<旅館業法第6条>

- 1 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を
記載し、当該職員の要求があつたときは、これを提出しなければならない。
- 2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければ
ならない。

お問い合わせ先

墨田区保健所生活衛生課生活環境係
墨田区吾妻橋一丁目23番20号(墨田区役所5階)
電話 5608-6939 (直通)

旅館業点検表

施設名称: _____ 所在地: 墨田区 _____ 丁目 番 号 _____

営業者 氏名: _____ 住所: _____

施設の衛生管理について点検し、点検欄に記入してください。

<記入方法> 適切に行っている : 「○」 適切に行っていない : 「×」

※印 : 注釈のとおり

点 検 項 目	点 検 欄
(1)構造設備の変更はない。	※いずれかに○→ ない・ある
(2)寝具類を適切に格納している。	
(3)管理者の氏名	※記名→
(4)共同浴室の有無	※いずれかに○→ 有り・無し
<有りの場合> 浴槽、ろ過器等を定期的に清掃・消毒している。	
(5)客室の入り口に、室番号または室名表示している。	
(6)客室に、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けている。	
(7)玄関候場及び客室に、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けている。	
(8)宿泊者名簿を備えている。	
記載すべき事項(※裏面参照)を記載している。	
(9)営業従事者名簿を備えている。	
記載すべき項目を記載している。 項目 : 氏名、生年月日、住所、従事職種、就業年月日	
(10)簡易専用水道の有無	※いずれかに○→ 有り・無し
<以下、有りの場合> 水槽の掃除を1年以内ごとに1回行っている。	
水槽の点検等有害物、汚水等を定期的に行なっている。	
給水栓における水の色、濁り、臭い、味に問題はない。	
末端給水栓の残留塩素濃度が0.1ppm以上である。	
水槽の点検及び残留塩素濃度測定結果を帳簿に記録し3年間保存している。	
1年以内ごとに1回、定期的に地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けている。	
(11)燃焼器(簡易ポイラー等)の使用の有無	※いずれかに○→ 有り・無し
(12)その他、施設の衛生管理について ※気づいた点があれば記入)